

郡山市長 原 正 夫 様

早期に対応可能な
水害対策に係る提言書

平成 24 年 6 月 29 日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

昨年、昭和 61 年の「8.5 水害」を上回る甚大な被害をもたらした台風 15 号の発生から、まもなく 1 年が経過しようとしている。

本市においても、現在内水被害が拡大した原因について検証を進めているが、そうした中、「郡山市総合治水対策連絡協議会」が発足し、国・県及び学識経験者と連携してハード・ソフト両面における協議がなされようとしている。

一般的に水害の対策を講じるには、中長期的なスパンが必要とされるのが通常であり、それらの対策については、過日提言しているところであるが、今後の水害に備える必要があることから、被害を少しでも軽減し、市民生活の安全・安心に寄与するため、早期に対応可能な以下の項目について提言する。

- 1 台風 15 号の際は、南川樋管の順流・逆流の判定に、市と国の見解相違が生じているが、そうした問題の解消や、的確な水門開け閉めの判断ができるよう、目視のみに頼らない科学的な手法を取り入れるよう国に要望すること。
- 2 河川の水位状況により、南川樋管に市の職員を配置すること。また、国の職員も配置するよう要望すること。
- 3 落合堀に対する福島河川国道事務所の移動式ポンプの配置に当たっては、市の配置要請を即座に受け入れることができる体制となるよう国に要望すること。
また、市においては、配置基準を水位だけに頼るのではなく、状況により早期に国に対し配置要請をすること。
- 4 河川の水位状況により、郡山河川防災センターに市の職員を配置し、的確な情報収集を図るとともに、国との連携を強化すること。

5 古川ポンプ場をはじめとする各ポンプ場においては、ポンプ点検時、及び災害時のポンプ稼働時には、委託業者だけに任せるのではなく、市の職員を配置すること。

6 主な樋管には災害情報の収集のため、市管理の監視カメラを設置すること。

また、国管理の監視カメラについては、映像データを保存し、情報公開に努めるよう要望するとともに、災害情報の共有化に努めること。

7 台風15号の際は、東部幹線での水没事故が甚大であったため、監視カメラや浸水感知システムを設置するなどし、道路冠水が見込まれるときには、東部幹線の南部と北部に市の職員を配置するなどし、警察との連携により交通規制のスピード化を図ること。

8 今般導入した緊急速報メール（エリアメール）については、市民への普及を図るとともに、対応機種拡大を関係事業者に要望すること。

また、災害時にスムーズな運営となるよう、早期にテスト配信を実施するなど、体制の確立を図ること。

9 市内に複数ある東北本線の地下道における冠水は、避難の妨げや交通渋滞など、市民生活に大きな混乱を招くことから、万全な対策を講じること。